

平成17年春季全国火災予防運動の実施

1 実施期間

平成17年3月1日(火)から3月7日(月)

2 全国統一防火標語

『火は消した? いつも心に きいてみて』

3 目的

火災が発生しやすい気候となる時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐことを目的として、毎年この時期に実施しているものです。

4 重点目標

消防法改正を踏まえた住宅防火対策の推進

平成15年の住宅火災による死者数は17年ぶりに千人を超えました。これを受けて、昨年の通常国会において消防法が改正され、新築住宅については平成18年6月1日から、既存住宅については市町村条例で定める日から、全ての住宅に住宅用火災警報器等の設置及び維持が義務づけられました。

本運動では、法改正を踏まえ、住宅防火対策の重要性について、町内会・自治会等の地域の会合等を活用して地域に密着した親しみやすい広報を行い、住宅用火災警報器等の普及を積極的に推進します。

「放火火災・連続放火火災予防対策の推進」

出火原因の第1位は、平成9年以来7年連続で放火によるものです。また、昨年末より物品販売店舗における放火火災・連続放火火災が相次いでいます。このため、「放火火災防止対策戦略プラン」(参照)の活用とともに、放火監視機器、炎感知器、消火器具等の設置、必要に応じ街灯の増設、侵入監視センサー、警報機、センサー付き照明等の防火・防犯設備の設置を促進し、放火火災防止対策をより一層推進します。

「林野火災予防対策の推進」

広く国民に山火事予防意識の啓発を図るとともに、予防対策を強化し、森林の保全と地域の安全に資することを目的として推進します。

「乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進」

空気が乾燥する季節であり強風による延焼拡大の危険性が大きいことから出火防止対策を推進します。

「放火火災防止対策戦略プラン」とは？

昨年12月に消防庁に設置した「放火火災防止対策検討会」(委員長：小出治東大教授)において「放火火災防止対策戦略プラン」がとりまとめられました。

放火されない環境づくりには、地域住民ひとり一人が積極的に放火火災に対する注意を心がけることはもとより、関係行政機関、町内会及び住民等地域が一体となって、継続的に対策を行っていくことが必要です。

放火火災防止対策戦略プランでは、明確な目標の設定、現状分析、達成状況評価という計画的な取組みを求めています。

本報告書は消防庁ホームページに掲載されています。

5 地域の実情に応じた重点目標の設定

地域における防火安全体制の充実

特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

小規模雑居ビル、量販店等の消防法令違反對象物の危険性の周知徹底

大規模産業施設の安全確保

電気火災予防対策の推進

消火器の適切な維持管理

6 「全国山火事予防運動」及び「車両火災予防運動」

春季全国火災予防運動と同時期に実施する両予防運動についても、関係機関や消防団等との連携を図り、出火防止対策の一層の強化に努めていくこととしています。

7 時期をずらして実施する都道府県

北海道 4月20日(水)～ 4月30日(土)

青森県 4月11日(月)～ 4月17日(日)

秋田県 4月3日(日)～ 4月9日(土)

山形県 4月9日(土)～ 4月22日(金)

新潟県	4月 1日(金) ~	4月 7日(木)
富山県	3月20日(日) ~	3月26日(土)
石川県	3月20日(日) ~	3月26日(土)
福井県	3月20日(日) ~	3月26日(土)

9 春季全国火災予防広報用ポスター



火は消した？
いつも心にきいてみて

春の全国火災予防運動
3月1日～3月7日

消防庁 全国消防長会 日本防火研究普及協会 協賛  日本空けい協会
空けい協会は、防災がめざすことに従っています。

10 その他

平成17年2月28日(月)12時から総務省1階アトリウムにおいて、東京消防庁音楽隊による春季全国火災予防運動の普及啓発のための演奏会を行います。

資料1：平成17年春季全国火災予防運動実施要綱

資料2：平成17年春季全国火災予防運動期間中の主な行事予定

問合せ先

担 当：予防課規格係 北野・村上

TEL 03-5253-7523 fax 03-5253-7533